

行機關の委員については、合併の日の前日をもって失職する。

川島町の仕事機関等の委員については、両市町の長が別に協議して定める。

12. 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、各務原市の条例、規則等を適用する。

なお、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

13. 事務組織及び機構の取扱い

川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、(仮称)各務原市川島振興局を設置する。

14. 一部事務組合等の取扱い

川島町が加入している一部事務組合等において共同処理されている事務や財産等については、他の構成団体との調整を図りながら、新市に引き継ぐ。

15. 使用料、手数料等の取扱い

使用料については、原則として、各務原市の制度に統一する。

16. 17. 18.

19. 20. 21.

22. 23. 24.

ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別の施設」として決定する。手数料については、原則として、各務原市の制度に統一する。

審査及び市の木・花については、各務原市のものを使用する。都市宣言については、両市町のものを新市に引き継ぐ。

市章、シンボルマーク、市民

23-1. 姉妹都市・国際交流事業

23-2. 保健事業



今までに13回開催された合併協議会
(写真は各務原市中央公民館での第8回)

国際交流事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

ただし、川島町国際交流協会が主体となって実施している小学生の海外派遣事業などについては、新市において決定する。

なお、川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずる。

23-2. 病院システム事業

電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し、一元化する。

23-3. 広報広聴関係事業

川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。

23-4. 交通関係事業

各務原市ふれあいバス事業については、新市においても引き続き実施する。

23-5. 介護保険事業

介護保険料の賦課業務については、平成18年度から各務原市原則として、各務原市の制度に統一する。

23-6. 防犯灯・道路照明灯の設置及び維持管理については、原則として、各務原市の制度に統一する。

23-7. 消防防災関係事業

川島地区に設置されている「防犯灯」としての性格を有するものについては、新市が引き続き維持管理を行う。

23-8. 保健事業

保健事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

なお、消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう、新市において決定する。

川島町消防団は、原則として、各務原市消防団に統合する。

なお、川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずる。

ただし、各市町で実施している事業の細部や計画については、今後調整を図る。

「川島町保健センター」は、川島地区の健康福祉の中核施設とし、その名称を「各務原市川島健康福祉センター」とする。

23・7 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

23・8 高齢者福祉事業

なお、川島町の補助大育成費助成事業については、新市においても引き続き実施する。

また、川島町の障害者小規模授産所事業については、新市に引き継ぐ。

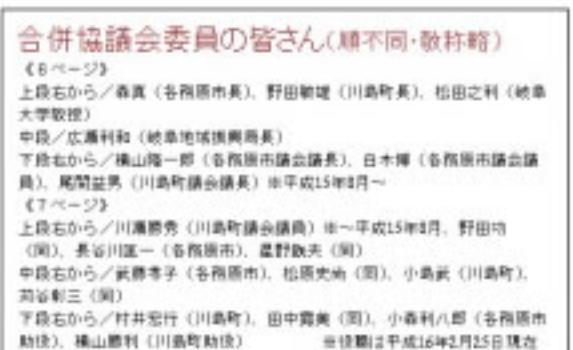
23・9 児童福祉事業

高齢者福祉事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

23・10 児童福祉事業

保育料については、原則として、各務原市の制度に統一する。

ただし、平成16年度は各市町の現行のとおりとし、平成



上水道事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

水道料金については、平成20年度から各務原市の制度に統一する。

ただし、平成17年度までは各市町の現行のとおりとし、平成18年度及び平成19年度は平成19年度に各務原市の制度に統一する。

給水負担金及び開発負担金については、合併後、早い時期に各務原市の制度に統一する。

下水道事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。下水道使用料の徴

17年度以降は最長3年度で段階的に調整する不均一保育料を実施する。

放課後児童対策事業などその他「児童福祉事業」については、現行のとおり新市においても実施する。

23・10 その他の福祉事業

生活保護、母子・父子家庭事業については、各務原市の制

度に統一する。

各種福祉医療費助成事業については、各務原市の制度に統一する。

23・11 環境事業

一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、新市において責任を持って、速やかに調整する。

火葬業務については、各務原

市の現行のとおりとする。

農林水産関係事業については、イベント事業及び広域観光事業については、当分の間、各市町の現行のとおり実施し、新市において調整する。

23・12 農林水産関係事業

イベント事業及び広域観光事業については、当分の間、各市町の現行のとおり実施し、新市において調整する。

23・13 商工・観光関係事業

市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都

融資事業については、各務原市の制度に統一する。

23・14 建設関係事業

都市計画事業については、岐阜都市計画区域内の川島町地域を、合併後、速やかに各務原都市基盤整備を図る。

取方法については、合併後、早い時期に各務原市の制度に統一する。

排水設備工事助成金制度については、川島処理区において現行のとおり継続する。

下水道受益者負担金については、各市町の現行のとおりとする。

なお、前納報奨金制度については、各務原市の制度に統一し、農地等の収穫猶予制度については、川島町の制度を基本に統一する。

水洗便所改造等資金利子補給については、各務原市の制度に統一する。

23-17 学校教育事業
学校教育事業については、原則として、各務原市の制度に統一する。

学校教育事業については、現行のとおりとする。

23-18 社会教育事業
「川島町公民館」の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は合併までに調整し統一する。



業については合併後5年を日処に事業の継続について調整する。
「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。休館日及び開館時間は合併までに調整し統一を図り、利用者の制限については各務原市の制度に統一する。

「川島町ふるさと史料館」の名称を「各務原市川島ふるさと史料館」とする。休館日及び開館時間は合併までに調整し統一を図る。

川島地区のスポーツ関係施設の休業日、使用時間及び利用者の制限については、個別の施設ごとに新市において決定する。使用料については、平成17年度までは現行のとおりとし、施設の規模・性格を勘案しながら個別の施設ごとに調整して、平成18年度以降に見直しを行う。

23-19 その他（指定金融機関等）
指定金融機関については、各務原市の現行のとおりとする。また、収納代理金融機関については、各市町の現行の金融機関を新市に引き継ぐ。
また、川島町公民館主催事